知立市開発等事業に関する手続条例　事業者提出書類流れ図

改訂R3.8

		事前 →	スタート →	1ヶ月 →	2ヶ月 →	3ヶ月 →	着手 →	完了	（紙面提出）	（電子データ提出）
	開発等事業の事前調査									
①	関係各課等事前協議書の提出	提出●	各課協議						3部	必要
	表示板の設置		設置可							
②	表示板設置報告書の提出		提出●						正1	必要
③	開発等事業計画書の提出		提出●	説明会開催請求可能期間	公開期間中				正1 副3 閲1	必要
	近隣住民等への周知			説明周知						
④	説明調整報告書の提出			提出●					正1	必要
	説明会開催請求書の提出があった									
	→ 説明会開催通知書の提出									
	→ 説明会報告書の提出				提出の場合は、公開期間あり					
	意見書の提出があった									
	→ 事業回答書の提出			（提出）	提出の場合は、公開期間あり					
⑤	安全対策計画書の提出			提出●	公開期間中				正1 副1 閲1	必要
	計画要望書の提出があった									
	→ 計画回答書の提出			（提出）	提出の場合は、公開期間あり					
⑥	開発等事業計画協議書の提出			提出●	公開期間中				正1 副3 閲1	必要
	土地対策会議小委員会　※									
	土地対策会議（省略の場合有）　※									
⑦	開発等事業協定書への記名・押印						公開期間中		2部作成（市より案を送付）	
	◆建築確認申請、都市計画法による開発許可申請、建築許可申請 等									
⑧	着手届の提出					提出●			正1	不要
	工事要望書の提出があった									
	→ 工事回答書の提出						提出の場合は、公開期間あり			
⑨	開発等事業変更計画書						変更があれば提出		正1 副3 閲1	必要
⑩	開発等事業完了届						提出●		正1	不要
	完了検査の実施							完了検査実施		

● 検査済証発行（市）

■注意事項■

① ・各課協議には、概ね2～3週間（事業内容や規模等で変わります）を見込んでください。
② ・事業計画書（③）と同時に提出してください。
⑥ ・変更の有無に関わらず、提出して下さい。
⑦ ・土地対策会議、小委員会後に協定書案を市が作成し送付します。
　・協定締結後に、都市計画法による開発許可申請、建築許可申請、建築確認申請等の提出が可能となります。

※上記の流れ図は説明会開催請求等が無かった場合の流れ図です。
（説明会開催請求等があった場合は、流れが変わる可能性があります）
※電子データ提出が困難な場合は建築課建築係へご相談ください。
※上記手続き中の事業を廃止や休止、承継する場合は建築課建築係へご相談ください。

※　土地対策会議・小委員会の開催日は決まっております。
　別途、下記へお問合せください。

◆手続条例に関するお問合せ◆

知立市役所　建築課建築係
TEL　0566-95-0128
Eメール　kentiku@city.chiryu.lg.jp